

埋立終了後の跡地利用を含む計画に基づく県外産廃搬入協議に係る留意事項

1. 環境保全対策

(1) 水質検査

事業者が行う水質検査について、年2回以上の検査を実施すること。

(2) 掘り起こし検査

県が実施する掘り起こし検査に協力すること（県が年2回以上実施）。

(3) 立入検査

不適正処理防止のため、県が必要に応じて実施する立入検査に協力すること。

2. その他

(1) 県内の中間処理施設を利用し、循環的な利用を行う場合は、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例の手續も必要。

(2) 跡地利用にあたっては、土地の形質変更届の提出など、必要な手續を行うこと。

(3) 県から、県外産業廃棄物の搬入に係る収支が分かる資料等の提出を求められた場合には、それに応じること。

(4) 協議書および添付資料は、県審査用と公表用の2部提出すること。